

霧島市条例第 9 号
令和 8 年 2 月 2 6 日

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第226号）
の一部を次のように改正する。

第31条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第31条の 3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法によ
り公表するものとする。

- (1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業
活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成 3 年法律第59号。以下「食
品等持続的供給法」という。)第42条第 1 項に規定する指定飲食料品等(取扱予定の
ないものを除く。)
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第 1 項第 1 号に規
定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。